資料３

福島県土地利用基本計画の改定について

１　改定の背景

・　土地利用基本計画は、国土利用計画（全国計画及び福島県計画）を基本として、福島県の区域について総合的かつ計画的な土地利用を図るため、五地域と土地利用の調整に関する事項を定めるもの。

※　五地域　　都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域

・　今般、国土利用計画（全国計画及び福島県計画）が改定されたことに伴い、本計画を改定する。

※　全国計画：H20年7月閣議決定、福島県計画：H22年12月決定

２　計画の改定作業

(1)　福島県総合計画審議会に部会を設置。

(2)　福島県総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣の同意を得る。(国土利用計画法第9条第14項で準用する第10項)

３　改定スケジュール

(1)　H23年2月に総合計画審議会に計画改定について諮問。H23年10月答申予定。

(2)　H23年6月頃までに素案を作成。

(3)　素案の作成後、市町村長への意見照会、国土交通省との事前調整を行う。

(4)　答申後、国土交通大臣に協議し、H23年12月に決定予定。